

議 長 日程第 8、認定第 4 号「令和 6 年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、認定第 4 号「介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、主なものを御説明いたします。270ページの実質収支に関する調書をお開きください。

1、歳入総額12億6,867万3,221円、2、歳出総額11億8,984万3,491円、3、歳入歳出差引額7,882万9,730円、こちらは5の実質収支額と同額となります。

続きまして、歳入について御説明いたします。1枚おめくりいただきます。歳入歳出決算事項別明細書272・273ページをお願いいたします。

款 1 保険料でございます。予算現額 2 億2,505万円、調定額 2 億3,869万7,646円、収入済額 2 億3,737万4,804円、不納欠損額25万640円、収入未済額107万2,202円となりました。全体の収納率としては99.45%でございました。

また、不納欠損処分につきましてですが、滞納繰越分として欠損処分 5 名分を行いました。また、現年度分については欠損処分等はございません。

続きまして、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、節 1 現年度分特別徴収保険料は、年金収入が年間18万円以上の3,435名の方に対するものでございます。

節の 2 現年度分普通徴収保険料は、年金収入が年間18万円未満の方など272名に対するもので、収入未済額は47万7,072円でございました。収納率は97.4%でございます。

節 3 滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、普通徴収に係る未納保険料で、収入未済額59万5,130円、収納率は19.96%でございました。

続きまして、款 3 国庫支出金でございます。272ページの中段より下となります。

項 1 国庫負担金からの項の 2 の国庫補助金につきましては、介護給付費等の定められた割合を国の公費負担に応じて収入しております。

続きまして、274・275ページをお願いいたします。

中段でございます。款4、項1支払基金交付金、こちらにつきましては第2号被保険者の保険料として保険給付費等の27%相当分を収入しております。

下段を御覧ください。款5県支出金、項1県負担金から項の2の県補助金につきましても、国同様、保険給付費等に定められた割合により県の公費負担分として収入しております。

続きまして、276・277ページをお願いいたします。

276ページの中段、款6繰入金、項1一般会計繰入金は、町の公費負担分として、保険給付費等の定められた割合として収入しております。目の1介護給付費繰入金、以下同様に、目の2から4につきましても、それぞれ率に基づき一般会計より繰り入れたものでございます。

続きまして、278・279ページを御覧ください。

上段のところでは、項の2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、介護保険財政調整基金より介護給付費の財源に充てるため1,058万円を繰り入れたものでございます。これに伴い、令和6年度末の差引基金残高は6,392万1,828円となりました。

次に、下段の款・項・目の繰越金でございます。こちらにつきましては、前年度、令和5年度からの繰越金として8,168万2,134円を繰り越したものでございます。

以上、収入済額、下段のところでは、合計額12億6,867万3,221円でございます。

続きまして、歳出に移ります。280ページ・281ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。こちらにつきましては備考欄をお願いいたします。01職員給与費として職員2名分の人件費のほか、02一般管理経費として介護サービス事業所に対する集団指導講習負担金や、03の庁用車管理経費では庁用車に関する経費を支出しております。

1枚おめくりください。282・283ページをお願いいたします。

上段、項の2徴収費、目1賦課徴収費では、介護保険料を徴収するための経費を支出したほか、項の3介護認定審査会費、目1認定審査等費では、備考欄

の真ん中より下になりますが、要介護認定訪問調査員等の報酬として調査員4名分の人件費を支出しております。また、目の2認定審査会負担金では、足柄上地区介護認定審査会負担金として1市5町の介護認定審査会に係る経費を支出しております。昨年度の審査会の開催回数につきましては152回で、松田町分としては452件でございました。

1枚おめくりいただきまして、284・285ページをお願いいたします。

款の2保険給付費でございます。予算現額10億8,143万6,000円です。支出済額10億7,325万8,580円となります。前年比較として約7%の増となりました。令和6年度は第9期介護保険事業計画等の1年目に当たりますが、計画費の見込額を超える結果となりました。予算計上額との差異は予備費により対応しております。

続きまして、項1介護サービス等諸費につきましては、要介護者の居宅介護から施設介護などサービス等を、あと、要支援者を対象とした介護予防サービスを提供してまいりました。

項2高額介護サービス費では、介護サービスの利用額が世帯単位で所得に応じた限度額を超えた場合、給付されるもので、年間延べ2,411件分を支出しております。

項の4特定入所者介護サービス費では、施設介護サービス等の利用者の居住費と食費のうち、低所得者に対し、自己負担が低くなるよう抑えることで自己負担と基準額との差額を補填するものでございます。

続きまして、286・287ページをお願いいたします。

項の5高額医療合算介護サービス等費は、世帯単位で医療保険及び介護保険サービスの利用の自己負担限度額を超えた方に対し給付されるもので、延べ105件の方に支給いたしました。

その下、款3基金積立金、こちらにつきましては利子分を介護保険財政調整基金へ積み立てております。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目4償還金におきましては、介護給付費国庫負担金、地域支援事業の国庫支払基金、県費の各負

担金など、令和5年度分の精算を行いました。

288・289ページをお願いいたします。

地域支援事業費でございます。予算現額7,449万5,791円、支出済額6,712万7,786円でございます。

目の1一般管理費では、備考欄、職員給与費として職員3名分の人件費を、02一般管理経費では、地域包括支援センターシステム保守点検及び賃借料、当センターの会計年度任用職員2名分の人件費のほか、03庁用車管理経費では庁用車に関する経費を支出しております。

続きまして、290ページ・291ページをお願いいたします。

目の2介護予防・生活支援サービスの事業費でございます。こちらは、要支援者や、基本チェックリストの結果、予防サービスが必要な事業対象者を中心に、自宅での生活支援、施設等での運動や機能訓練など、また、高齢者の栄養管理を行うための経費で、備考欄の0101訪問型、0102通所型、0103生活支援サービスなど、高齢者の方々のニーズや身体機能に応じた訪問や通所サービスなどを提供してまいりました。

次に、目の1一般介護予防事業費でございます。備考欄をお願いいたします。0101普及啓発事業では、介護予防のため、目的別の運動教室を直営事業として実施してまいりました。また、0102地域介護予防活動支援事業においては、地域の茶の間や自治会を訪れ介護教室や講座等を行いました。

292・293ページをお願いいたします。

備考欄の0103地域リハビリテーション活動支援事業では、リハビリ専門職である理学療法士を介護予防事業に派遣いたしました。

続きまして、目の4包括支援事業任意事業費でございます。主なものとして、会計年度任用職員として介護予防支援専門員3名を雇用し、要支援等の方々のサービスの調整や訪問などを通じ重度化防止に向け取り組み、独居高齢者を対象に緊急通報装置等を貸与し高齢者の見守りの取組を行いました。

続きまして、294・295ページをお願いいたします。

備考欄の上段、04在宅医療・介護連携推進事業費では、足柄上地区の1市5

町による在宅医療・介護連携支援センターの運営、05生活支援体制整備事業費では、生活支援体制に係る人材育成や支援体制づくりに取り組み、06認知症総合支援事業費では、認知症初期集中支援チームに係る経費、認知症カフェの経費、認知症に関する研修の際に必要な経費等を支出いたしました。

1枚おめくりいただきまして、296・297ページをお願いいたします。

最下段です。歳出合計、予算現額12億4,301万1,000円に対し支出済額11億8,984万3,491円、不用額が5,316万7,509円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2 番 武 尾 293ページにあります地域支援事業費の中にある民間賃貸物件借上料、この内容について御説明をお願いします。

福 祉 課 長 御質問、ありがとうございます。こちらにつきましては、株式会社小沢の空き店舗をお借りしてですね、地域の方が集い仲間づくりをしたり、ボランティアさんによる体操や小物づくりなどによる介護予防を行える場所として、地域サロン松田として賃貸契約をしたものでございます。

2 番 武 尾 これは結局月額でどのくらいお支払いしているのかと、あとはその平米数ですね、面積、もしできましたら週にどのくらい使っているのかお聞きします。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。月の家賃ですけれども14万5,000円になります。そして、面積につきましては80平米ほどになります。基本、1日6時間利用しております、大体週30時間ぐらいの利用となっております。

以上です。

2 番 武 尾 あと、水道光熱費は別でございますでしょうか。

福 祉 課 長 御質問にお答えします。水道費につきましてはオーナーのほうでお支払いをいただいております、電気代につきましては町のほうが負担しております。

2 番 武 尾 度々すみません。地域サロン松田ということで活動されているのは見るんですけど、それ以外で利用されている団体もあると思います。その内容について

確認させてください。

福祉課長 御質問にお答えいたします。基本的には介護予防事業ということでボランティアさんというところが利用しているんですが、これ以外に賃貸契約の中で新松田自治会が自治会活動のために利用することもございます。あくまで空いている時間ということで利用しているものです。

2番 武尾 あと、この新松田自治会以外の団体でここを利用することというのはあるのでしょうか。

福祉課長 大変申し訳ありません。こちらにつきましては新松田自治会が利用しているということは聞いておるんですが、それ以外の団体が利用するという点については私のほうでは把握しておりません。

2番 武尾 ということは、私も実際にこの場所に呼ばれて、自治会以外の団体から呼ばれて、私は行っておりませんが、利用されてる方はいらっしゃいます。通常ですと、もしここが自治会の公民館的な役割を果たしているとする、一般的に公民館では自治会以外の団体が使うときには使用料が発生します。1時間500円。そういったものは把握されていますでしょうか。

福祉課長 すみません。こちらの御質問にお答えします。現状、契約書自体には規定もありませんので、まず使用料についてもこちらでは把握しておりません。

2番 武尾 年間でかなり高額の金額でお借りしている場所で、ちょっと今のお話を聞くと、いわゆるその施設をどのように利用するかというですね、ルールがすごく曖昧な感じがいたします。ですから、その管理の対応とかその確認についてどのように今後お考えになるかお聞きします。

福祉課長 御質問にお答えします。議員おっしゃるとおり、新松田自治会以外の団体が利用するということがあるとなりますとですね、あくまでこれは町と自治会との契約の中でということと、あと、地域支援事業のサロン活動について利用するという前提のものがありますので、それ以外に利用するということはできないものと考えます。

また、介護保険事業特別会計の予算を活用してこの事業、契約等を行っている以上、介護事業以外の契約である団体が利用するということはやはり目的に

反する、運用上のルールに反するものと考えます。あと、施設の管理をする者としては、今後このようなことが起きないためにも適正な利用のできるルール化、また管理の方法、場合によっては閉鎖も含めた中で適切に対応していきたいと考えております。

議 長 いいですか。

2 番 武 尾 終わります。

議 長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略のお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。認定第4号「令和6年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。